（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定の請求）	（認定の請求）
第一条　（略）	**第一条**　（略）
2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。	2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。
一～九　（略）	一～九　（略）
九の二　請求者（前年の所得（令第四条第一項の規定により計算した額をいう。次号及び次項において同じ。）が三百七十万四千円を超える者に限る。）の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書	九の二　請求者（前年の所得（令第四条第一項の規定により計算した額をいう。次号及び次項において同じ。）が三百六十万四千円を超える者に限る。）の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書
九の三　請求者（前年の所得が三百七十万四千円を超える者に限る。）が法第十条第一項の規定に該当するときは、特別障害給付金被災状況届（様式第二号）	九の三　請求者（前年の所得が三百六十万四千円を超える者に限る。）が法第十条第一項の規定に該当するときは、特別障害給付金被災状況届（様式第二号）
十　（略）	十　（略）
3　前項第九号の特別障害給付金所得状況届には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。	3　前項第九号の特別障害給付金所得状況届には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。
一　前年の所得が三百七十万四千円を超えない請求者　請求者の前年の所得が三百七十万四千円を超えない事実についての市町村長の証明書	一　前年の所得が三百六十万四千円を超えない請求者　請求者の前年の所得が三百六十万四千円を超えない事実についての市町村長の証明書
二　前年の所得が三百七十万四千円を超える請求者　次に掲げる書類	二　前年の所得が三百六十万四千円を超える請求者　次に掲げる書類
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
4　（略）	4　（略）